

公 企 労 の 歴 史

1962年（昭和37年）

4月21日 企業庁労組結成大会

4月27日 継続結成大会

1963年（昭和38年）

6月29日 第2回定期大会

7月に自治労定期大会で正式加盟

1964年（昭和39年）

4月7日 第3回臨時大会

6月9日 第4回定期大会

4月より隔月点検 集金を実施

★ 私たちの賃金は、人事院勧告が5月実施としているのにもかかわらず、政府の低賃金政策により1963年以前は10月実施して不当に値切られていました。しかし、この年の公務員共闘の統一した闘いにより、9月実施を勝ち取りました。これは 公務員共闘・自治労が、従来の賃金闘争方針を転換し、産業別統一闘争を重視して闘った成果といえます。

1965年（昭和40年）

5月21日 第5回定期大会

★ 県及び企業庁当局は、人事の刷新と称して例年になく厳しい強制勧奨退職を打ち出してきました。しかし、公企労は個人の労働の自由と基本的人権を守る立場からこれを一連の合理化攻撃と受けとめ、前年結成した「高齢者対策協議会」の積極的な拒否活動によって従来一方的にやられてきた「一対一」の制度を阻止することを勝ち取りました。

1966年（昭和41年）

6月20日 第6回定期大会

★ 公務員共闘第七次賃金闘争は 政府の閣議決定期における闘いの最終点を「人勧完全実施」・「地方財府の確保」におき、全公務員労働者の統一ストライキ行動を10月22日にかまえて闘うことを決定しました

12月27日 10・21ストで執行部に処分

1967年（昭和42年）

6月20日 第7回定期大会

★ 10・26ストライキ体制確立のため、初めて宿伯の役員学習会を行いました。この学習会は、前年の10・21ストの総括に基づいて67年8月19日に大山（伊勢原市）で行ったもので、賃金、弾圧対策などを中心に学習を行い、各級役員の自信と闘う意欲を培った点で大きく評価されるものです。これを機会に毎年各種の学習会が開かれ、特に春闘においては支部分会まで定着するようになりました

1968年（昭和43年）

6月20日 第8回定期大会

★ 10・8ストは、公企労にとってとても苦しい命がけの闘いでありましたが、「組織決定は、全員が行動」というよき伝統を形成することとなり10・8スト成功は、文字どおり公企労の「再建」を意味するものとなりました。

1969年（昭和44年）

5月27日 第9回定期大会

★ 1969年は、1968年10月8日の公務員共闘第九次統一行動に参加した公企労の行動に対して、企業庁当局が発した1969年1月14日付の大量の懲戒処分を撤回する闘い — いわゆる10・8不当処分撤回闘争 — が始まった年でありました。

本格的な処分撤回闘争に取り組んだのは、第25回中央委員会（69年4月24日）と第6回闘争委員会（5月7日）で方針を決定してからのことでした。

1970年（昭和45年）

5月22日 第10回定期大会

★ 自治労の方針を受けて、公企労としての現業闘争方針を決定、闘いの山場ではストを配置する方向で、分会オルグ、各委員会での論議をしながら闘争の確立に努めました。

具体的な方針の決定に向けては、現業職を中心に各部会での開催、分会内での各種行動を重ね、10月21日「合理化反対、現業闘争勝利、公企労大決起集会」を開催しました。集会には公企労はじまって以来という250名を集め成功しました。又、10・30実力行使批准も圧倒的な成功を勝ち取りました。

1971年（昭和46年）

5月21日 第11回定期大会

★ 71年賃金闘争は、従来の平均賃上げ要求に加えて、「だれでも一万円」という配分要求が出され、注目を集めました。戦術面でも長時間ストが配置され、公務員労働者も初めて春闘に参加し、二波のストを配置して闘われました。

公企労も組織の総力を上げて取り組み、5・20スト（30分、参加者9

80名)、7・25スト(30分、参加934名)と成功させ組織の前進を示しました。68年10・8スト処分攻撃を受けて以来、3年目を迎え、スト処分を形骸化する内容で和解を勝ちとり勝利をおさめました。

1972年(昭和47年)

5月12日 第12回臨時大会

9月23日 第13回定期大会

★ 72年賃金闘争は、公務員共闘の対政府闘争として直接、政府回答を求め賃上げ幅の決定を訴え、春闘後段に闘争最大の山場を置いた最初の年でした。公企労も自治労方針に沿って、スト体制を職場から湧き上がる力で確立しました。

このことが、その後の1時間以上のスト、二波、三浪にわたるスト体制の確立を容易にし、自治労の中におけるトップクラスの仲間入りを自らなしえる出発点といえました。

又、自治労、県労連闘争を一層強化する目的で定期大会を春期から秋期へ移行し、春闘前に春闘方針を決める臨時大会を開いた最初の年でありました。そのためこの年度は、71春闘、72春闘と2つの春闘を取り組んだ年度でもありました。

1973年(昭和48年)

3月23日 第14回臨時大会

9月26日 第15回定期大会

★ 七三春闘ストに対する当局の報復攻撃として、大量の昇格差別を受けたことを組織攻撃として受けとめ、この一年間文字どおり公企労の組織をあげて闘いぬいてきました。

12月 インフレ手当○・三カ月支給

1974年(昭和49年)

3月11日 第16回臨時大会

10月22日 第17回定期大会

★ 七四春闘から「国民春闘」が衣がえをしました。これまでの賃金中心の春闘から、政治的、社会的要求を前段闘争として、勤労国民全体の闘いとして取りくまれました。そして春闘史上最も強力なゼネスト体制で闘われました。

公企労も自治労方針を受け、3・26スト(1時間)4・11、13半日反復ストという、かつてないストライキの規模をもってこのゼネスト決戦に結集しました。

11月12日駐労会館で、革新県政実現・秋闘勝利・その他の政治課題をかけた総決起集会を圧倒的に成功させました。

1975年（昭和50年）

2月28日 第18回臨時大会

10月18日 第19回定期大会

★ 3月26日に当局と覚書をかわし、全職種について行（二）の廃止を約束させ、この覚書に基づいて、50歳以下のタイピスト、カードせん孔器模作員、点検員、集金員および技能員293名が行（一）に切替わりました。

水道局事務所の宿日直専門の非常勤職員が組合に加入しました。

1976年（昭和51年）

3月14日 第20回臨時大会

10月27日 第21回定期大会

★ 74・75春闘での公務員共闘との確認にもかかわらず、人事院の示した試行基準は5ヶ月に一度土曜休日が増えるだけのとても「週休二日制」と呼べるものではありませんでした。また、県当局も実施する意思がないため、公企労は当局に対して抗議する意味で実施を要求するとともに、組合として実施した場合の問題を把握する目的から組合独自の試行を行いました。

超過勤務の性格を明確にさせ、一方的な長時間労働をさせず、時間外・休日労働は例外的、臨時的必要最小限であるという考えで、7月1日に36協定を結び、長時間労働にハドメをかけました。

1977年（昭和52年）

3月8日 第22回臨時大会

10月18日 第23回定期大会

★ 結成以来15周年を迎えました。この間、多くの苦しいたたかいがありましたが、組合員の団結で乗り越えてきました。中でも70年から開始した現業闘争は、その中心を行（二）廃止におき、ねばり強くたたかってきた結果、本年7月に給料表を一本化することができました。しかし、来年1月の切替えをめざして現在試行中の労務関係職員や、職名の統一問題などがあり、今後も職場から差別をなくすたたかいを継続していきました。

昨年年第21回定期大会以降、県労連の賃金確定・一時金闘争・総選挙・参院選闘争など、多くの仲間と連帯してせいいっぱいたたかってきました。また、働きやすい職場環境や労働条件の改善をめざす公企労独自のたたかいでは、行（二）廃止をはじめ、職場要求、昇任・昇格基準設定、賃金格差是正などについて、それなりの成果を上げました。特に三月段階に春闘の前段闘争として位置づけた水道局業務関係のたたかいは、当事者を中心に大きく盛り上がり、予備員の四名配置などを勝ちとりました。このたたかいから、人件費攻撃などきびしい情勢であっても、団結してたたかえば要求は前進することを再確認しました。

1978年（昭和53年）

3月8日 第24回臨時大会

10月7日 第25回定期大会

- ★ 昨年の定期大会での審議、その後の全員投票を経て組合規約第30条を改正し、本部役員及び会計監査の任期を2年としました。組合活動が従前にくらべると、年間を通じた多面的なものになっている中では、適度な任期だと考えます。また、それだけに役員の任務は重く、九月に実施した任期中間における信任投票の結果を十分に受けとめ、公企労のさらなる発展にむけて努力しました。賃金確定闘争、夏期闘争を県労連の仲間とたたかい、また、78国民春闘については全国の仲間と連帯してたたかってきました。同時に、職場要求闘争をはじめとする独自要求闘争に全力をあげ、職場における労働条件改善に努力してきました。また、健康で安全に働ける職場環境をめざすため、各職場に労働安全衛生委員会を設置し、具体的な審議を開始しました。

1979年（昭和54年）

3月4日 第26回臨時大会

10月25日 第27回定期大会

- ★ 60年代の創成期、70年代の途上期の苦闘をへて、いま80年代の運動をむかえました。ふり返って70年くらい毎年の春闘をはじめ、現業闘争、反合理化闘争、不当処分・昇格差別反対闘争、各種の独自闘争など、職場を基礎にした実に多くのたたかいに取り組んできました。このたたかいは、多くの困難にもめげず献身的な活動家の努力と、実に多くの組合員の支持協力によって、今日の公企労をきづくことができました。

しかし、80年代は単なるこれまでの延長上にはありませんでした。過去から学びながらも過去におごり、過去にひたり、現状で満足する運動であってはなりません。もしそうであったなら進歩がとざされ、むしろ運動は後退したでしょう。80年代こそもっときびしい情勢のもとで、もっときびしい闘いにそなえなければなりません。このため公企労のこれまでの闘いをいま一度総括し、何が正しく、何が問題であったかを産業別闘争強化の観点からふり返り、今後いっそうの組織の活性化と団結力、闘争力の前進をめざして、あらゆる努力を傾けることが必要でした。

1980年（昭和55年）

3月4日 第28回臨時大会

10月14日 第29回定期大会

- ★ この二年間、賃金確定をはじめとした県労連闘争、春・秋の独自闘争、80国民春闘、衆参同日選挙闘争など、これまでもまして重要な闘いにとりくみ、この結果25の協約規をむすぶことができました。これらは執行部を中心に、各級役員、活動家、組合員の深い連携と活動のたまものであったことと思います。公企労は、かつて水道、電気、管理と組合が別れていた過去から、今日のように組織統一され18年が経ちました。公企労の歴史も60年代の創成期、70

年代の発展途上期をへて、いま80年代に受け継がれてきました。この期間数々の独自闘争をはじめとした苦しい闘争によって、今日の既得権、諸権利が勝ちとられ、守られてきました。しかしまだ多くの闘争課題を残し、さらに毎年の合理化と慢性的な人員不足などによって、新たな闘争課題も多くなりました。

1981年（昭和56年）

3月10日 第30回臨時大会

10月20日 第31回定期大会

★ この1年間、激しく激動する情勢にあって、81審判、公務員二法（定年制、退職手当削減）などの統一闘争から、県労連での賃金確定を初めとした闘い、さらに独自闘争として春季、秋季闘争、昇任昇格や反合理化、職場要求闘争など、多くの闘いに全力をあげ、一定の要求前進を勝ちとってきました。

また、組織的活動では、退職者会、居住者組織、臨職・非常勤委員会などを結成するとともに、研究活動として水問題研究会、水道技術専門部会など、この年新たな活動が活発にはじまりました。

これらの組織的活動や運動をとおして、公企労1300余名中組合脱退者ゼロ、スト不参加者ゼロという、全国有数の組織率をほこっていました。このことが、とくに厳しい昨今の情勢にあっても、企業、業績をはじめとした既得権を確保し、労働情勢を維持させていることと不離一体の関係にありました。

1982年（昭和57年）

3月11日 第32回臨時大会

10月19日 第33回定期大会

★ 統一結成から20年になりました。この20年間、毎年、毎月ひとつひとつ年輪のように積み上げてきた組合活動は、いまその真価が問われようとしていました。堅い幹となって成長を支えることができるのか、それとも見かけだおして中は腐って役に立たなくなっているのかどうか。臨調「行革」、軍備拡大、諸権利抑圧の嵐の中にあって、まさに試練のときにありました。

全国各地、同じ公営企業職場では既得権削減、下請民営化、合理化攻撃がいっせいに始まっていました。企業手当などの労働協約を一方的に破棄するところも出ました。下請民営化もいちだんと進み（検針部門でも直営三割以下という）、「公務員に首切りは無い」という神話も昔の話となろうとしていました。

組織的にも運動領域が広がりました。臨職・非常勤職員の組織化、各地の居住者組織、退職者会結成、水道技術部会、事務研究会、水問題研究会など、他の先進的組合でもなかなかやれていない分野にも、多くの組合員結集がみられ、活動が行われていることも大切なことでした。全国的な臨調「行革」、公務員攻撃の中で、これまでの活動の充実をはかり、さらに地域の住民や労働者と連携を強めることが重要でした。

1983年（昭和58年）

3月11日 第34回臨時大会

10月25日 第35回定期大会

★ 人勧完全実施闘争、総選挙闘争、健保法改悪阻止、反核・反戦闘争、地域生活圏闘争など自治労に結集するたたかいと、春秋の独白闘争、政策闘争、地区労活動など職場・地域を基盤とするたたかいを軸に推進されました。しかし、総選挙闘争において社会党を中心とする革新の前進を勝ちとり自民圧倒多数という政治状況を打ち破ったものの、新自クのだき込みにより、保・保連合という新たな政治情勢が生まれ、人勧・春闘抑制、健保法改悪など極めて不満な結果となりました。

公企労独自闘争の結果も、定数抑制をはじめ特勤手当の一方的削減、福利厚生活動のしめつけ、下請合理化攻撃などが全国的に強行されるというかつてない厳しい情勢の下で、条例定数の壁を打ち破ることができず、業務見直しによる人員削減や点検件数の引上げを許す結果となりました。

1984年（昭和59年）

3月15日 第36回臨時大会

10月17日 第37回定期大会

★ 独自闘争をはじめとする職場闘争をたたかいながら、賃金凍結粉碎にむけた自治労・県労連のたたかいや、政治反動と対瀧する反戦・平和・選挙闘争など政治課題についても自治労方針のもとに、地域の労働者と連帯したたたかいを積極的に取り組みました。

しかし、職場闘争にしろ自治労産別闘争（統一闘争など）にしろ、支部分会段階における活動の格差が依然として解消されず、今後の最重要課題となる側面を見つめなければなりませんでした。

1985年（昭和60年）

3月14日 第38回臨時大会

10月17日 第39回定期大会

★ 人勧完全実施をめざすたたかい、年金改悪反対のたたかい、地方行革大綱の押しつけに反対するたたかい、反戦・反核、平和のたたかい、地方自治を守るたたかいなど、自治労に結集するたたかいと、独自要求闘争、現業闘争、反合理化闘争、政策闘争、地区労活動、居住者組織の活動、民間労組支援連帯の活動など、職場・地域を基盤とするたたかいを軸に展開されました。

施設問題研究会・事務研究部会の設立などの政策研究体制の充実や、津久井地区居住者会の結成、サービス協会の設立など、一定の成果をあげることができた多くの課題について評価しなければなりませんでした。また、分会・支部など職場段階で闘いぬいてきた組織的連動の前進面についても評価しなければなりませんでした。

1986年（昭和61年）

3月14日 第40回臨時大会

10月24日 第41回定期大会

★ 既得権問題や定数問題できわめて深刻な状況になっており、秋季独自、現業闘争でたたかいを展開しましたが、一昨年から始まった減額傾向に歯止めをかけることができませんでした。

定数問題でも、現場実態が極めて深刻な状況にあるにもかかわらず、当局の姿勢は、合理化によって切り抜ける努力だけが先行し、私たちの要求である条例定数改正には消極的な姿勢に終始していました。

1987年（昭和62年）

3月12日 第42回臨時大会

10月20日 第43回定期大会

★ 既得権に対する侵害や合理化攻撃も強まっていました。このような極めて厳しい状況のなかでこの一年間自治労に結集し、中央における闘いや公企労の組織内における闘いを積極的に進めてきました。

しかし集金廃止問題や現業職の補充問題から波及してきた転任問題など現業職を対象とした合理化が地方行革の具体的な攻撃となって表面化してきましたし、既得権でも削減傾向を阻止するまでには至らない状況がつづきました。

1988年（昭和63年）

3月9日 第44回臨時大会

10月20日 第45回定期大会

★ 既得権に対する侵害や人員抑制、合理化攻撃が強まり、厳しい状況のなかで、独自闘争、現業闘争を展開してきました。特に、現業職の課題では二年間にわたる討議をへてこの年の四月に現業職の廃止（全員転任）を行い、点検業野についてはサービス協会に順次委託することを決めました。

このことは、年々増加する業務量のなかで定数改善が「地方行革」や議会をめぐる情勢で前進しないことや、現業職の補充が行（二）給料表の廃止により点検に限定され、業務分担、人事ローテーションについての課題等のなかで、将来展望をつくるためには抜本的な改革が必要という認識で決断したものでした。

今回の転任は、現業差別撤廃に向けて、大きなステップとなりましたが、引き続き差別撤廃に向けたたたかいと、あらゆる部門、多方面からの検討により全体での合意形式をはかっていくことが必要です。すでに、新たに設立された点検業務研究会、交替制研究会で将来に向けて新たな対応を求めた検討が積極的に開始されました。

1989年（平成元年）

3月8日 第46回臨時大会

10月20日 第47回定期大会

★ 強まる地方行革攻撃のなかで、反合理化闘争をはじめ人勧完全実施、独自闘争、現業闘争、政策闘争、サービス協会の充実など中央、地方、地域、職場で生活と権利を守るために積極的に運動を進めてきました。

しかし、政府・自民党は300議席を背景に消費税の強行導入、軍拡路線をすすめ、国民不在の政治を続けてきました。また、自治体労働者には、自治省指導のもとに定数抑制、合理化、賃金引き下げ攻撃を強めていました。全国の公企職場でも、労働協約の一方的破棄、議会の労使関係への不当介入などが続き、強権的姿勢がいっそう強まっていました。

人員抑制、合理化攻撃が強まるなかで、独自闘争、現業闘争を展開し、一方、がOA化、サービス協会への点検委託、点検従事者の職務切替など、職場の状況も大きな変化を始めていました。

1990年（平成2年）

3月13日 第48回臨時大会

10月23日 第49回定期大会

★ 多くの先輩活動家や役員の努力により、これまで多くの困難な状況を乗り越え、1962年に結成されて以来先進的な運動を積み上げてきました。自治労200万建設に先がけて、臨職・非常勤職員の組織化、サービス協会職員の組織化などを進め、今では組織率はほぼ100%に達していました。また、ストライキの参加率についても80年以来100%を維持していました。しかし、組織的にはまだ多くの課題が山積み、活動家の育成や役員の定着化、学習・教室活動の充実、日常の点検活動の強化など多くの問題もありました。

労働条件についても、業務量の増大に伴う企業庁定数の改正をはじめ、既得権を守るたたかい、昇任昇格闘争、職場環境の整備・改善など組合員の切実な要求も多数ありました。

1991年（平成3年）

3月12日 第50回臨時大会

10月30日 第51回定期大会

★ 新水道料金システムの導入、OA化、点検業務のサービス協会委託、点検従事者の職務切替など職場状況の大きな変化のなかで、賃金・権利・反合理化・政策闘争や人権・反差別・政治課題など多くの運動課題に取り組んでましました。

労働時間については業務量の伴う人員増、昇任昇格闘争、業務の質的变化・OA化に伴う職場環境の整備改善、組合員の高齢化に伴う労働条件の確保、労働条件の短縮等の従来からの要求とともに、自由時間が増大していく中でその使い方についても個人の価値観の多様化ともあいまって多種多様となっており新たなニーズが組合員の中から出されています。

組合員が労働組合に参加し、より多くのメニューを作り、それをすべての組合員に提示し組合員自身が選択し活動することに対して支援することが重要になってきています。

